

# 川口市歯科口腔保健の推進に関する条例の解説

川 口 市 議 会

平成24年3月

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき本市が行う歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関する施策の実施に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例は、市民の歯科疾患の予防に向けた取組が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を担い、口腔の健康の保持に極めて有効であることを踏まえ、歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的として定めるものである。

本条は、この条例の制定目的、内容を端的に示したものである。

【解説】

- ◆「施策の基本となる事項」とは、第7条の施策の実施、第8条の財政上の措置があり、詳細については各条項の説明を参照のこと。
- ◆「施策を総合的かつ計画的に実施」とは、市民の歯科口腔保健の推進のための施策を市の各執行機関及び歯科医師等が個別に対処療法的に実施するのではなく、市が、多方面の各分野の方々と相互に連携を図りながら、市民とともに一体的に計画的に着実に推進していくことをいう。
- ◆「健康の保持及び増進」とは、健康を保ち続ける（保持）とともに、増し進める（増進）ことをいう。
- ◆「歯科疾患」とは、虫歯、歯周病が代表的な歯科疾患とされるが、この他に、歯の欠損、根尖性歯周組織炎、顎関節症、不正咬合等が該当する。  
（「歯科診療ガイドラインのあり方について」（厚生労働省 歯科診療所における歯科保健医療の標準化のあり方等に関する検討会））
- ◆「歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持」とは、歯科疾患のほか舌癌や口腔癌など、広く口腔に関わる疾患の予防等により、口腔の健康を保持することをいう。

(基本理念)

第2条 市民の歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたり歯科口腔保健に関する取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 市民が生涯にわたり良質かつ適切な歯科口腔保健及び歯科医療のサービスを受けることができる環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策と連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

【趣旨】

本条は、市民の歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に関し、基本理念を掲げた規定である。

本件の条例の基本理念は、

- (1) 市民が生涯にわたり歯科口腔保健に関する取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 市民が生涯にわたり良質かつ適切な歯科口腔保健医療のサービスを受けることができる環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策と連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

の三本柱としている。

【解説】

- ◆「基本理念」とは、歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に関しての本条例における基本的な考え方のこと。
- ◆「歯科口腔保健医療のサービス」とは、歯及び口腔に関する健康教育、健康相談、保健指導、フッ化物塗布及び健康診査などの保健サービスと、歯科疾患の治療、治療後の定期健診などの医療サービスをいう。
- ◆「環境の整備」とは、市民が市内のどの地域においても、また、どのライフステージ（乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期）でも、適切かつ良質な歯科口腔保健医療サービスを受けることができるよう有用な情報の提供、関連分野の方々との連携による支援体制の構築、健康相談や治療体制の整備、充実をいう。
- ◆「保健（に關係する者）」とは、保健に關係する機関・団体（保健所、市保健センター等）及びそれらに關係する歯科医師、医師、保健師、歯科衛生士、栄養士その他保健に關係する者・団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、  
歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

**【趣旨】**

本条は、市が前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に取り組む市の責務について定めたものである。

**【解説】**

- ◆「市」とは、市長部局だけでなく、行政委員会(教育委員会)、地方公営企業(病院)を含んだ普通地方公共団体としての「川口市」をいう。その意味で、本条は、川口市全体として、歯科口腔保健の推進をしていくことを明らかにしたものだが、具体的な施策については、本件条例を所管する執行機関が中心となって実施されることになる。
- ◆「基本理念にのっとり」とは、常に本件条例に規定される基本理念を念頭に置き、それを手本、基準とするべきことをいう。

(歯科医療等業務従事者の責務)

第4条 歯科医療等業務従事者は、相互に連携を図りながら、基本理念にのっとり、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、歯科医療等業務従事者が相互に連携を図りながら、基本理念にのっとり、市が実施する歯科口腔保健の推進に取り組む施策に協力する責務について定めたものである。

【解説】

- ◆「歯科医療等業務従事者」とは、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士のほか、例えば、厚生労働大臣免許又は都道府県知事免許を有する医療関係者であって、歯科医師と連携協力して、歯科医療又は保健指導を行う保健師、看護師、准看護師、言語聴覚士等が考えられる。
- ◆「保健指導」とは、何らかの健康問題をもつ人、将来健康問題をもつ危険性のある人、将来の健康問題に危惧を抱いている人等を対象に、保健医療従事者が専門的な立場で有効な情報を提供することなどを通じて、健康に関する指導又は相談若しくは助言を行うことをいう。

【参考】

○歯科医師法（昭和23年法律第202号）

（歯科医師の任務）

第1条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

○歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）

（歯科衛生士の定義）

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

(1) 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。

(2) 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

3 歯科衛生士は、前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

○歯科技工士法（昭和30年法律第168号）

(この法律の目的)

第1条 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もって歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

< 3項 略 >

○保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）

(看護師の定義)

第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

(准看護師の定義)

第6条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを業とする者をいう。

○言語聴覚士法（平成9年法律第132号）

(業務)

第42条 言語聴覚士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行うことを業とすることができる。

< 2項 略 >

(連携等)

第43条 言語聴覚士は、その業務を行うに当たっては、医師、歯科医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

2 言語聴覚士は、その業務を行うに当たって、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者に主治の医師又は歯科医師があるときは、その指導を受けなければならない。

< 3項 略 >

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する従業員の歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。次条において同じ。）及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組の支援に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、基本理念にのっとり、事業者が雇用する従業員の歯科の検診（健康診査及び健康診断を含む。）及び歯科保健指導の機会を確保するなど歯科口腔保健の推進に関する取組に協力する事業者の責務について定めたものである。

この規定は、事業者に対し、新たな義務を課すものではなく、自主的な取組を促すことを目的としている。

【解説】

◆ 「事業者」とは、労働安全衛生法（以下本項において「労安法」という。）第2条第1項第3号に定める「事業者」をいう。

労安法では、事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない（労安法第3条第1項）とされ、また、労働者に対して医師による健康診断を行わなければならない（労安法第66条第1項）とされているが、歯科健診等の実施については、法律上義務付けられていない（下記※1、※2参照）。

しかし、成人期の歯周疾患の予防等は、生活習慣病の予防にも結びつくことから、本件条例では、歯・口腔の健康づくりにおける事業者の役割として、事業者が歯科健診、保健指導の機会の確保等歯科口腔保健の取組に努めることとしたものである。

※1 厚生労働省は、歯周疾患の予防対策としては、事業場を通じて労働者がこれに取り組むことは効果的であることから、適時、歯周疾患に関する健康診断の機会が事業場において提供されることが望ましいとし、また、歯科検診の実施について健康保険組合と必要に応じ相談するよう、事業者に対して啓発指導をしている（平成20年5月30日付け基発第0530003号厚生労働省労働基準局長通知）。

※2 厚生労働省の指針（「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」4（5））では、事業者による保健指導（産業保健指導担当者を通じて、口腔保健等の健康的な生活への指導及び教育を、職場生活を通して行う旨）が掲げられている。

【参考】

○労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)、(2) (略)

(3) 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

< 2～3項 略 >

(健康診断)

第66条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

< 2～5項 略 >

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する知識と理解を深め、生涯にわたり日常生活における口腔清掃（歯及び口腔内に付着した汚れを取り除くことをいう。）及び定期的な歯科に係る検診の受診に心掛け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、市民が、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の正しい知識と理解を深めるとともに、生涯にわたって、日常生活において、自ら口腔清掃を行い、定期的に検診（健康診査及び健康診断を含む。）を受診し、必要に応じて保健指導を受けることが歯科口腔保健の推進に有効であることから、市民の責務として定めたものである。

**【解説】**

◆「市民」とは、地方自治法第10条の規定により、「市内に住所を有する者」となり、住所とは、自然人であれば生活の本拠、法人であれば主たる事務所の所在地又は本店の所在地のこととされている。

住民基本台帳法は、正確な記録が行われるように、住所のあるところに住民票を置くことを前提としているが、住民票がなくても、実際に生活の本拠となっていれば、市民ということとする。

(施策の実施)

第7条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる基本的な施策を計画的に実施するものとする。

- (1) 乳幼児期及び学齢期における歯科口腔保健の推進に必要な施策
- (2) 成人期における歯科口腔保健の推進に必要な施策
- (3) 妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健の推進に必要な施策
- (4) 6525運動(65歳になっても自分の歯を25本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組をいう。)、8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組をいう。)その他高齢期における口腔機能の維持及び向上に必要な施策
- (5) 障害のある者、介護を必要とする者等に対する適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策
- (6) 歯科口腔保健の観点からの食育の推進並びに糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策及び喫煙による影響対策の推進に必要な施策
- (7) 歯科口腔保健に関する情報の収集及び普及啓発の推進に必要な施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策

【趣旨】

本条は、市民の歯科口腔保健の推進を図るための基本的な施策を明示し、その実施について定めたものである。

本条の基本的施策は、

- (1) 乳幼児期及び学齢期における歯科口腔保健の推進に必要な施策
  - (2) 成人期における歯科口腔保健の推進に必要な施策
  - (3) 妊婦期から子育て期における母子の歯科口腔保健の推進に必要な施策
  - (4) 6525運動、8020運動その他高齢期における口腔機能の維持及び向上に必要な施策
  - (5) 障害のある者、介護を必要とする者等に対する適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策
  - (6) 歯科口腔保健の観点からの食育の推進並びに糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策及び喫煙による影響対策の推進に必要な施策
  - (7) 歯科口腔保健に関する情報の収集及び普及啓発の推進に必要な施策
  - (8) その他市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策
- の8つの歯科口腔保健の推進に必要な施策を定めている。

【解説】

- ◆「乳幼児」とは、母子保健法で規定する乳児(1歳に満たない者)及び幼児(満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者)をいう。

- ◆ 「乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期」について、

「乳幼児期」では、生涯の始まりであり、歯科口腔保健の推進において大変重要な虫歯の好発時期であるため、1歳6か月児、3歳児健診において歯科健康診査及び歯科保健指導を実施し、虫歯予防と噛むことの支援を図っている。

「学齢期」では、幼児期の虫歯予防対策に加え、乳歯から永久歯への交換とともに顎骨の成長も含めた口腔の機能の確立を図っている。

「成人期」では、高齢期においても健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的として、市において、歯周疾患の検診を中心に、歯周疾患健康相談等を実施している。

「高齢期」では、おいしく、楽しく、安全な食生活を営むことによる生活の質の向上を支援するため、介護予防事業として「口腔機能の向上」が行われ、介護の現場では、口腔ケアサービスが行われている。

これらは、それぞれ根拠となる法に基づき、市が主体となり各分野の方々と連携しながら実施するものである。
  
- ◆ 「6525運動」、「8020運動」については、21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）において、すべての国民が健やかで豊かな生活を過ごすため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動を推し進め、口腔機能の維持等を継続的に推進している。

しかし、川口市としては、65歳の時点で自分の歯を25本以上保つことにより、80歳になっても20本以上保つ可能性が高くなると考え、独自に「6525（ロウゴ・ニコニコ）運動を推進し、総合的かつ計画的に歯科口腔保健の推進を図るものである。
  
- ◆ 「障害のある者」とは、障害者自立支援法で規定する障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者）、及び障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者）をいう。
  
- ◆ 「介護を必要とする者」とは、介護保険法第7条で規定する要介護者（要介護状態にある65歳以上の者、要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであるもの）、及び要支援者（要支援状態にある65歳以上の者、要支援状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるもの）をいう。

- ◆「歯科口腔保健の観点からの食育の推進」とは、平成14年8月に公布された健康増進法の中で、「栄養や食品」、「歯の健康維持」の条文があり、健康増進の具体的な項目としての食、また担い手としての歯科の役割が規定されており、食育には、食材、食品安全、栄養、農水産業などとともに、食べることに関する問題である咀嚼・嚥下などの機能が大変重要であるため、歯科口腔保健の観点から食育を積極的に推進するものである。
- ◆「糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策」については、近年、歯科口腔保健を推進していくことが、糖尿病、脳卒中、がん等の生活習慣病の予防につながるなどの医学的科学的知見が示されていることから、全身の健康の保持増進を図る観点からも、歯科口腔保健を推進していくこととしている。
- ◆「喫煙による影響対策」とは、「日本歯科医師会禁煙宣言」によると、「喫煙は口から行われるため口腔領域に直接的影響を及ぼし、歯周疾患、口腔がん、虫歯、口唇・口蓋裂、歯の喪失、歯や歯肉の着色、口臭など、その被害は多様である。さらに、喫煙は、歯周治療、インプラント、抜歯等の術後治癒に影響し、治療歯の喪失や充填物の着色など主要な歯科治療の効果にも重大な影響を及ぼす」とされていることから、歯科口腔保健の推進のため、積極的に禁煙支援等のたばこ対策を推進するものである。
- ◆「前各号に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策」とは、今後、歯科疾患に関する研究の進捗状況、国・県等の施策の動向、調査結果等から、歯科口腔保健を推進するうえで新たなニーズが生じることも予想される。このことから、第1号から第7号までに掲げる事項以外で、歯科口腔保健を推進するうえで必要となる施策を想定するものである。

#### 【参考】

○母子保健法（昭和40年法律第141号）

（用語の定義）

第6条 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。

2 この法律において「乳児」とは、1歳に満たない者をいう。

3 この法律において「幼児」とは、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

<4・5・6項 略>

（知識の普及）

第9条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

(保健指導)

第10条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(新生児の訪問指導)

第11条 (略)

(健康診査)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

(1) 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児

(2) 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 前項の厚生労働省令は、健康増進法(平成14年法律第103号)第9条第1項に規定する健康診査等指針(第16条第4項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

○障害者自立支援法(平成17年法律第123号)

(定義)

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

<3・4項 略>

○学校保健安全法(昭和33年法律第56号)

(健康相談)

第8条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第9条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。第24条及び第30条において同じ。)に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関との連携)

第10条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(就学時の健康診断)

第11条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、学校教育法第17条第1項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第12条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第17条第1項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

(児童生徒等の健康診断)

第13条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第14条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

○学校教育法(昭和22年法律第26号)

(普通教育の目標)

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成18年法律第120号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

<(1)ないし(7) 略>

(8) 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

<(9)及び(10) 略>

○健康増進法(平成14年法律第103号)

(市町村による生活習慣相談等の実施)

第17条 市町村は、住民の健康の増進を図るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員に、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導その他の保健指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

2 市町村は、前項に規定する業務の一部について、健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。

<(18条及び19条 略)>

(市町村による健康増進事業の実施)

第19条の2 市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

○健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)

(市町村による健康増進事業の実施)

第4条の2 法第19条の2の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 歯周疾患検診
- (2) 骨粗鬆(しょう)症検診
- (3) 肝炎ウイルス検診
- (4) 40歳以上74歳以下の者であって高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条の特定健康診査の対象とならない者(特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成20年厚生労働省告示第3号)に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。)及び75歳以上の者であって同法第51条第1号又は第2号に規定する者に対する健康診査
- (5) 特定健康診査非対象者に対する保健指導
- (6) がん検診

○介護保険法(平成9年法律第123号)

(定義)

第7条 この法律において「要介護状態」とは、身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(以下「要介護状態区分」という。)のいずれかに該当するもの(要支援状態に該当するものを除く。)をいう。

2 この法律において「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上的の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(以下「要支援状態区分」という。)のいずれかに該当するものをいう。

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 要介護状態にある65歳以上の者
- (2) 要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であつて、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病であつて政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によつて生じたものであるもの

4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 要支援状態にある65歳以上の者
- (2) 要支援状態にある40歳以上65歳未満の者であつて、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によつて生じたものであるもの

<5～9項 略>

(地域支援事業)

第115条の44 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 被保険者（第1号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）
- (2) 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

<(3)～(5)号 略>

<2～6項 略>

(財政上の措置等)

第8条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、市民の歯科口腔保健に関する施策を推進するため、市が必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めたものである。

**【解説】**

◆「必要な財政上の措置」とは、市民の歯科口腔保健の推進に関する施策を行うための財政的な裏付けを行うことをいう。

この中には、市民の歯科口腔保健の推進に係る施策を実施するため、市の組織を整備し、人員を配置し、行事を開催するなど必要な措置を執ることも含まれている。

しかし、本件条例中に本条を置いたことから、ただちに直接的な財政措置を伴うものではなく、具体的な事業に係る予算措置については、その必要性、妥当性、効率性などが検討された上で、財政状況を踏まえつつ個別に決定されるものである。

